

『系統金融検査マニュアル【平成30年5月】』 補 遺

本書発行後、2019 年6月24日、2020年10月2日に「系統金融検査マニュアル（預貯金等受入系統金融機関に係る検査マニュアル）」が一部改正されましたので、その内容を「補遺」として下記のとおりまとめました。

記

15頁

◆表記の修正

「4. 【モニタリング及び見直し】」を「4. モニタリング及び見直し」に変更

20頁

◆「IV. 外部監査態勢の整備・確立」欄

・下から20行目の「内部管理方針」の後に「内部統制システム基本方針」を追加

22頁

◆【検証ポイント】上から12行目の次に以下を加える

特に、急激な経営環境の変化により資本の充実が必要となった農業法人等や中小漁業者等に対する支援においては、貸付けの条件の変更等だけでなく、資本性借入金（注3）や出資等も活用し、農業法人等や中小漁業者等の経営改善等につなげていくことが強く求められる。

23～26頁、33頁、35頁

◆（注●）の数字繰下げ

・上記「22 頁の追加文章」内における「（注3）」の追加に伴い、23～26 頁、33 頁、35 頁に記載の（注3）から（注14）の数字を順次1つ繰り下げる。

37頁

◆上から2行目の次に以下を加える

（注3） 「資本性借入金」とは、貸出条件が資本に準じた十分な資本的性質が認められる借入金として、債務者の評価において、資本とみなして取り扱うことが可能なものをいう。なお、あくまでも借入金の実態的な性質に着目したものであり、債務者の属性（農業者等や中小漁業者等の規模等）、債権者の属性（金融機関、事業法人、個人等）や資金用途等により制限されるものではなく、基本的には、償還条件、金利設定、劣後性といった観点から、資本類似性が判断される。一般に、

- ① 償還条件については、契約時における償還期間が5年を超え、期限一括償還又は同等に評価できる長期の据置期間が設定されていること
- ② 金利設定については、資本に準じて配当可能利益に応じた金利設定となっていること（業績連動型など、債務者が厳しい状況にある期間は、これに応じて金利負担が抑えられるような仕組みが講じられていること）

- ③ 劣後性については、法的破綻時の劣後性が確保されていること（又は、少なくとも法的破綻に至るまでの間において、他の債権に先んじて回収されない仕組みが備わっていること）が求められると考えられる。

◆（注●）の数字繰下げ

- ・（注3）の追加に伴い、上から3行目以降の（注3）から（注14）の数字を順次1つ繰り下げる。

69頁

◆上から5行目

「若しく」を「又」に変更

◆上から5行目の次に以下を加える

- ・ 金融商品取引業者又は登録金融機関の投資顧問契約等の締結の代理又は媒介

71頁

◆上から25行目②【情報共有についての着眼点】の文章を以下に差し替える

個人データの第三者提供に関して、金融分野ガイドライン第11条等を遵守するための措置が講じられているか。特に、その業務の性質や方法に応じて、以下の点にも留意しつつ、個人利用者から適切な同意の取得が図られているか。ただし、個人利用者の利用者情報については、個人情報保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）3-4-3に該当する場合を除く。

イ. 金融分野ガイドライン第3条を踏まえ、個人利用者からPC・スマートフォン等の非対面による方法で第三者提供の同意を取得する場合、同意文言や文字の大きさ、画面仕様その他同意の取得方法を工夫することにより、第三者提供先、当該提供先に提供される情報の内容及び当該提供先における利用目的について、個人利用者が明確に認識できるような仕様としているか。

ロ. 過去に個人利用者から第三者提供の同意を取得している場合であっても、第三者提供先や情報の内容が異なる場合、又はあらかじめ特定された第三者提供先における利用目的の達成に必要な範囲を超えた提供となる場合には、改めて個人利用者の同意を取得しているか。

ハ. 第三者提供先が複数に及ぶ場合や、第三者提供先により情報の利用目的が異なる場合、個人利用者において個人データの提供先が複数に及ぶことや各提供先における利用目的が認識できるよう、同意の対象となる第三者提供先の範囲や同意の取得方法、時機等を適切に検討しているか。

ニ. 第三者提供の同意の取得にあたって、優越的地位の濫用や個人利用者との利益相反等の弊害が生じるおそれがないよう留意しているか。

例えば、個人利用者が、第三者提供先や第三者提供先における利用目的、提供される情報の内容について、過剰な範囲の同意を強いられる等していないか。

以上